

計 画 期 間
令和 3 年度～令和 12 年度

北海道食肉流通合理化計画書

平成 23 年 12 月

(平成 26 年 3 月 一部変更)

(令和 3 年 4 月 一部変更)

北 海 道

《 目 次 》

1	食肉の流通合理化のための基本構想	1
(1)	これまでの経過	1
(2)	今後の推進方向	1
2	肉畜の生産体制の現状及び目標	3
(1)	肉畜の飼養頭数の現状及び目標	3
(2)	肉畜の生産体制の現状及び今後の生産振興の方針	3
3	食肉センターの設置の現状及び整備目標	4
(1)	食肉センターの設置の現状	4
(2)	食肉センターの整備目標	14
(3)	食肉センターの整備に当たっての検討事項	16
4	食肉センターに対する肉畜の出荷の現状及び目標	18
5	食肉の取引及び販売の改善策	19
(1)	食肉取引の現状と今後の方向	19
(2)	食肉販売の現状と今後の方向	20

1 食肉の流通合理化のための基本構想

(1) これまでの経過

北海道の肉畜生産は、酪農部門から発生する乳用種肉用牛がその大半を占めてきたが、食肉需要の堅調な伸びを背景に肉専用種の生産も拡大してきており、いずれも本道農業の重要な柱として発展している。

一方、TPP11、日EU・EPAや日米貿易協定の発効など食肉流通の国際化が進展してきており、牛肉や豚肉などの輸入食肉との競合が年々激しくなっている。

このような状況の中で、本道の肉畜生産の持続的発展のためには、家畜の生産過程はもとより、食肉流通部門における合理化と高付加価値化に努め、輸入食肉に対抗し得る生産及び流通体制の整備や輸出の強化を図りながら、消費者ニーズに対応した「安全・安心」な食肉を消費者の理解が得られる価格で安定的に供給していくことが最も重要な課題となっている。

道では、平成11年度に策定した「ほっかいどうミート・プラン」を基本に、平成23年度、新たに「北海道食肉流通合理化計画」を策定（平成25年度に一部変更）し、食肉の流通合理化はもとより、肉畜のと畜解体処理、部分肉処理等を一貫して行う食肉処理施設（以下「食肉センター」という。）の合理化や、輸出への対応を推進してきた。

今般、道は「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定し、肉畜の生産拡大に取り組むこととしたことから、これらに対応する食肉処理体制の確立とともに、より一層の食肉流通の合理化を推進するため、北海道食肉流通合理化計画を変更する。

(2) 今後の推進方向

北海道食肉流通合理化計画の推進により、食肉センターの適正配置や集約化については、ほぼ計画通り達成してきたが、肉畜の生産・出荷動向に応じた食肉処理施設の適正配置や稼働率の向上、処理の効率化などにより、さらなるコストの削減を図ることが課題となっている。

また、多様化する実需者ニーズにきめ細かく対応することにより、道産食肉の高付加価値化を図るとともに、北海道畜産のクリーンなイメージと食卓とをつなぐ要の施設として、「安全・安心」な畜産物を求める消費者ニーズに対応し、関係法令への適切な対応はもとより、輸出を更に拡大するため、高度な衛生管理を推進する必要がある。

このため、本計画のもと、食肉流通に携わる関係者が共通の認識を持ち、自らの創意工夫による積極的な取組の展開を期待するとともに、道としても、国の制度を有効に活用するなどして、これらの取組を支援していくものとする。

2 肉畜の生産体制の現状及び目標

(1) 肉畜の飼養頭数の現状及び目標

(単位：頭)

区域名	区域の 範囲	現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		肉用牛総頭数				豚		肉用牛総頭数				豚	
		肉専用種		乳用種	繁殖雌	肥育豚	肉専用種		乳用種	繁殖雌	肥育豚		
		繁殖雌	その他				繁殖雌	その他					
北海道	北海道	512,800	75,600	113,100	319,890	59,600	632,000	552,000	88,680	110,038	353,304	74,500	790,500
合計		512,800	75,600	113,100	319,890	59,600	632,000	552,000	88,680	110,038	353,304	74,500	790,500

資料：肉用牛の目標は「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」

豚の目標は「北海道家畜改良増殖計画」

(2) 肉畜の生産体制の現状及び今後の生産振興の方針

① 肉用牛

肉用牛の生産を進めるに当たっては、輸入牛肉との競合が厳しくなる中で、輸入牛肉に対抗するため、肉専用種については遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上や、地域の飼料資源等の活用、品種特性を活かした肉用牛生産の推進などに重点をおいた取組を肉用牛生産振興の基本方針とし、道内生産の拡大を図っていくことが重要である。

また、乳用種については、系統（農業協同組合系統）を中心に道内における生産から流通までのシステムが構築されており、生産の安定化をより一層進めることで、円滑な消流に資することが重要である。

② 豚

豚の生産を進めるに当たっては、輸入豚肉との競合が激しくなる中で、消費者ニーズに対応した「安全・安心」な豚肉の安定的な供給による道内への自給を基本としながら、国内外の需給を見据えた中で、情勢変化に適切に対応し得る経営体質の強化とともに、生産コストの低減などの合理化を進めることを、養豚振興の基本方針とし、道内生産基盤の維持強化を図っていくことが重要である。

3 食肉センターの設置の現状及び整備目標

(1) 食肉センターの設置の現状

① 食肉処理の現状

道内の肉畜資源は、基本的に生産地域内にと畜解体処理されているが、肉畜生産者は出荷先（販売先）を、家畜市場や食肉卸売加工業者（系統を含む）の中から選択し、その結果として利用される食肉センターが決まることから、施設の所在地とその施設を利用する肉畜生産者の所在地とは全てが同一になるわけではなく、各施設には、遠隔地からの肉畜の搬入も見られる。

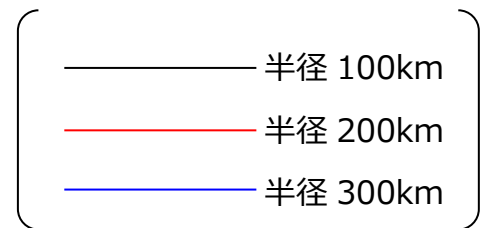
道内と畜の主力である乳用種は、肉畜のもととなる初生牛が道東北を中心に広く所在する酪農家から産出されるものの、最終的な資源としての肥育農家が十勝やオホーツク地方を中心に偏在していることから、と畜場もこれに対応した形で配置されており、主に系統組織によって「産地と畜・道内流通」というシステムが構築されてきたという特徴がある。

また、豚の生産は道央や道南で盛んであり、消費地や道外への搬送が容易であることから、市町村や民間を中心にと畜場が設置されてきた経緯がある。

一方で、道内の食肉センターは、現在稼動している 14 施設のうち、昭和 50 年以前に設置されたものもあり、30 年以上を経過した施設は 13 ヶ所（うち、40 年以上経過した施設は 10 ヶ所）と、大半の施設が老朽化している現状にあり、今後、計画的に整備を進めていく必要がある。

さらに、輸出も見据えた衛生管理の向上や労働力不足への対応、自然災害への備え、環境規制への対応等が必要になっている。

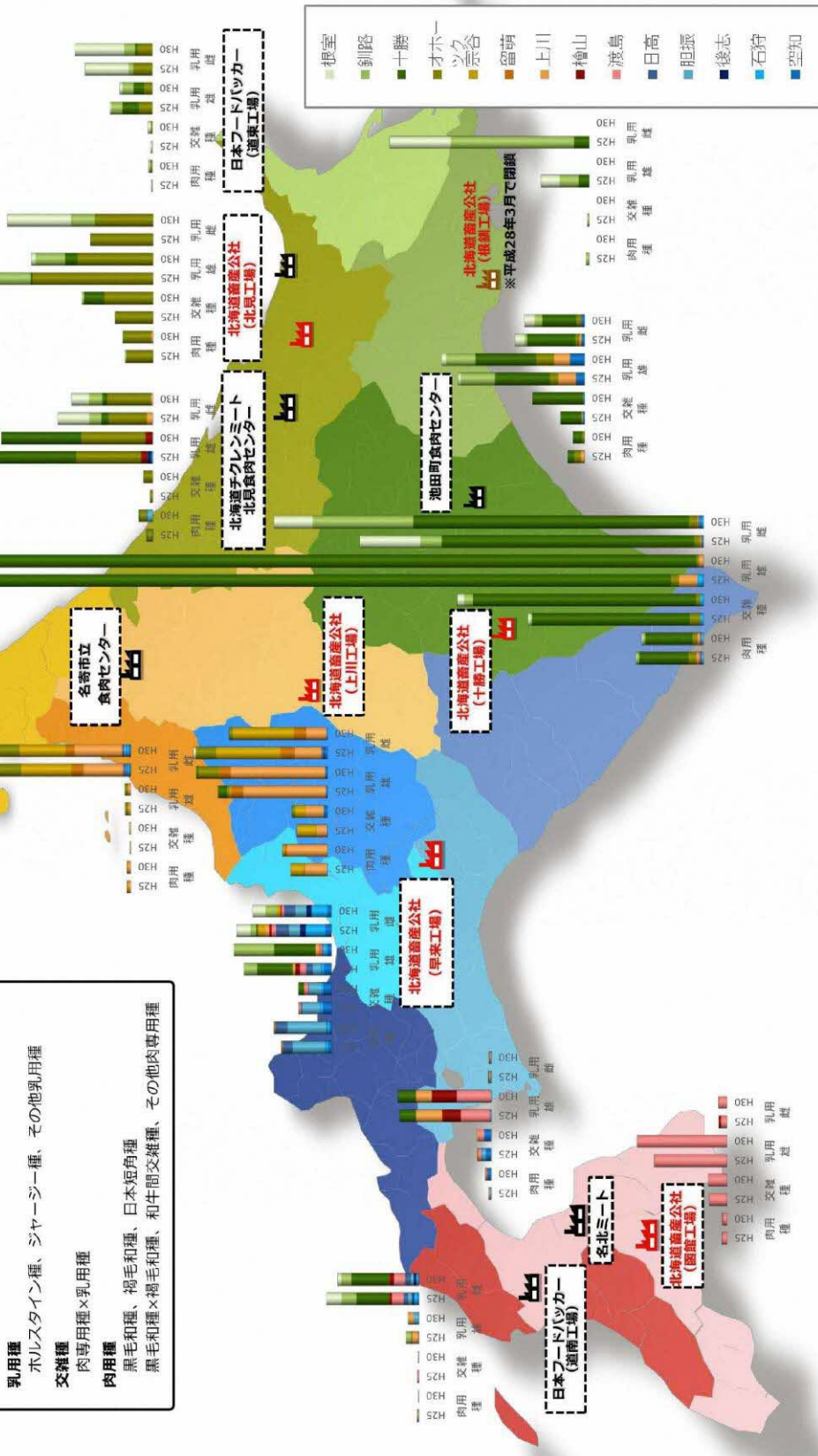
ア と畜場所在地と半径 100km



イ 牛の産地別と畜実績（道内）

【牛】産地別と畜頭数（平成25年/30年） No.1

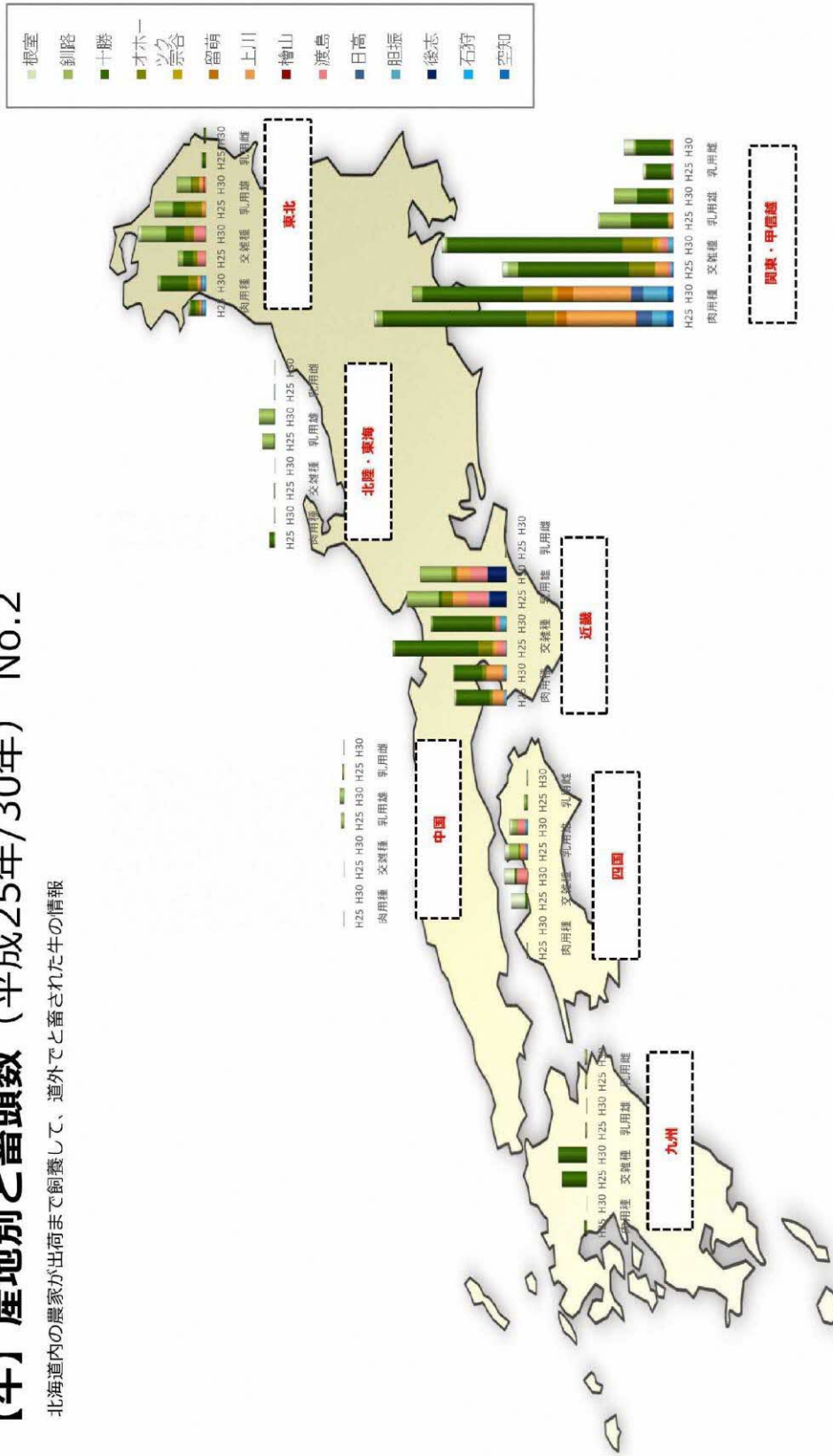
と畜された牛のうち、最終飼養者が北海道内の農家である牛の情報



ウ 牛の産地別と畜実績（道外）

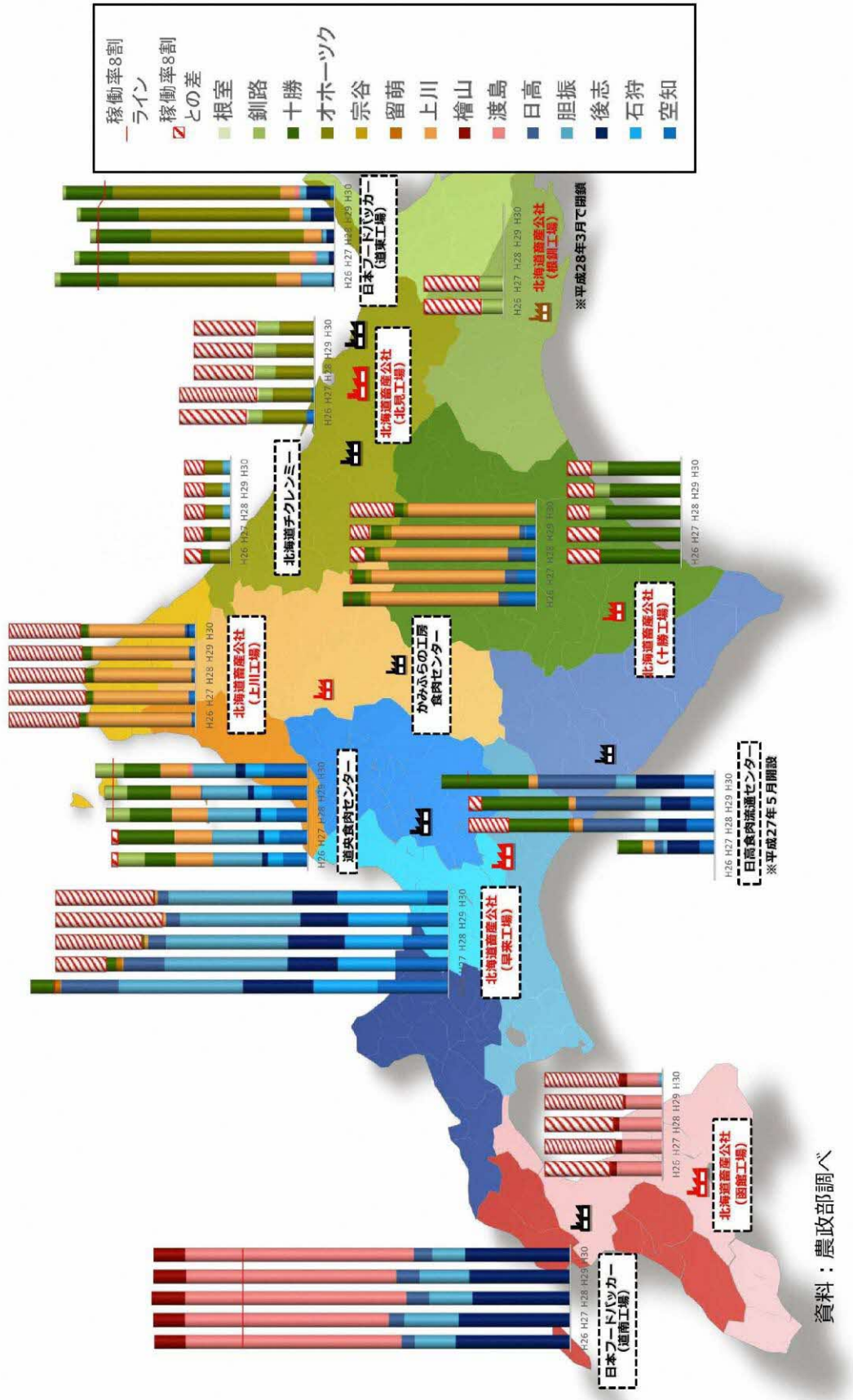
【牛】産地別と畜頭数（平成25年/30年） No.2

北海道内の農家が出荷まで飼養して、道外でと畜された牛の情報



才 豚の産地別と畜実績と処理実績

【豚】産地別と畜頭数と処理実績（平成26～30年度）



資料：農政部調べ

カ 処理能力（許可頭数）・処理実績（平成30年度）

設置者	牛				豚				合計（豚換算）	
	処理能力（許可）		処理実績（稼働率）	実績 ｼｱ	処理能力（許可）		処理実績 （稼働率）	実績 ｼｱ	処理能力 （許可）	実績 （稼働率）
	日	年間			日	年間				
	頭	頭	頭・%	%	頭	頭	頭・%	%	千頭	千頭・%
公 社	828	202,860	158,568 (78.2)	70.4	2,849	698,005	358,960 (51.4)	31.6	1,509	993 (65.8)
市町村	150	36,750	29,782 (81.0)	13.2	-	-	140 (82.4)	-	147	119 (81.1)
民 間	192	47,040	36,809 (78.3)	16.4	3,771	923,895	779,130 (84.7)	68.4	1,112	926 (83.3)
合 計	1,170	286,650	225,159 (78.5)	100.0	6,620	1,621,900	1,138,230 (70.2)	100.0	2,769	2,039 (73.6)

資料「北海道農政部調べ」

注1：豚換算は牛1頭につき豚4頭

2：稼働率は245日/年で算出

キ と畜解体料金

事業者の申請により道が認可すると畜解体料金は、事業者間で幅があるものの、施設設備への投資や衛生対策の強化等から上昇しており、と畜場運営者間の適切な競争のほか、更なるコストの低減努力が求められる。

区 分	と畜解体料金（円 / 頭、単純平均単価）	
	牛	豚
公 社	11,440円	2,475円
市町村	7,975円 (7,150~8,800円)	2,173円 (2,090~2,255円)
民 間	9,163円 (8,800~9,449円)	2,123円 (1,925~2,475円)
計	10,064円	2,278円

資料「北海道農政部調べ（令和2年度現在）」

注：カッコ内は事業者毎の最安値～最高値

ク と畜検査手数料の推移

(単位：円)

区 分	と 畜 食 鳥 検 査 手 数			
	牛 等	大とく等	豚 等	食 鳥
令和 2年度	1, 200	1, 000	400	3
平成28年度	1, 200	1, 000	400	3
平成24年度	1, 200	1, 000	400	3
上記以前	1, 200	1, 000	400	3

注：区分欄の牛等は「牛1年以上、馬1年以上」、

大とく等は、「牛1ヶ月以上～1年未満、馬1年未満」、

豚等は、「豚・緬羊・山羊、牛1ヶ月未満」

② 食肉センターの役割

ア 株式会社北海道畜産公社

株式会社北海道畜産公社の施設は、昭和50年代を中心に、市町村からの施設の譲渡や小規模施設の統廃合等により、地域の自治体や農業協同組合などの出資を受けて、規模拡大と機能の向上を伴いながら、地域の中核的施設として設置された経緯にある。

平成8年までは、全道に7つの畜産公社が存在し、それぞれが独立した経営となっていたが、経営の合理化と体質強化を進め、同年10月に1社に合併し、株式会社北海道畜産公社が発足した。

施設の運営は、北海道畜産公社が行い、食肉卸売加工業者としての主たる利用や、集畜及び枝肉・部分肉等の製品の販売業務はホクレン農業協同組合連合会が行っている。

合併後は、肉畜資源の動向に対応した工場再編や組織体制の見直し等を行い、現在は5工場体制とし、地域の肉畜生産者とのつながりを深める中で、と畜解体工程で得られる肉畜の健康状態や肉質等に関する様々なデータを、肉畜生産者に対してフィードバックすることにより、より良い品質の肉畜生産を可能にする取組を進めている。

イ 市町村営と畜場運営者

市町村による施設は、昭和 40 年代を中心に、地域の肉畜資源を活用した地域振興という自治体の施策の一貫として設置されている。

しかし、現在は、施設の運営主体は指定管理を受けた特定の食肉卸売加工業者となっており、集畜や枝肉・部分肉等の販売業務もそれらの業者・系列業者が行う場合が多く、集畜範囲は広く全道域に及んでいるほか、と畜場に併設した食肉処理場をその食肉卸売加工業者が運営している。

ウ 民間企業営と畜場運営者

民間企業による施設は、肉畜の生産からと畜解体、食肉・肉製品加工、販売までを同一の企業グループの中で一貫して行うインテグレーション（垂直的統合）として設置されているものが殆どである。

運営は設置者自身であり、肉畜の生産から加工、販売までの一貫経営による収入機会の増大、部門別独立採算による過剰投資の抑制とコスト管理の徹底によって実現された収益性の高い構造となっており、公社や市町村による施設との健全な競争によると畜解体料金の価格形成と道内の食肉流通の活性化に役立つものとなっている。

○ 食肉センターの設置状況（平成 30 年）

（単位：頭）

名 称	設置者	年間稼 動日数	と畜能力			と畜実績			備考
			豚換算	牛	豚	豚換算	牛	豚	
函館工場	（株） 北海道 畜産公社	日	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
238		532	43	360	55,163	7,804	23,947		
上川工场上川総合食肉流通センター		244	1,010	110	570	145,139	19,120	68,659	
北見工場北見地区総合食肉流通センター		245	869	125	369	130,345	23,106	37,921	
早来工場早来食肉流通センター		239	1,600	100	1,200	241,614	16,786	174,470	
十勝工場十勝総合食肉流通センター	252	2,150	450	350	420,971	91,752	53,963		
公 社	5カ所		6,161	828	2,849	993,232	158,568	358,960	
名寄市立食肉センター	名寄市	238	320	80	-	54,168	13,541	4	
池田町食肉センター	池田町	249	280	70	-	65,100	16,241	136	
市町村	2カ所		600	150	-	119,268	29,782	140	
名北ミート(株)函館工場	名北ミート(株)	241	146	35	6	28,820	7,205	-	(参考) R2.4月現在 ・日本フードパッカー(株)道南 牛0頭 豚1,090頭 ・日本フードパッカー(株)道東 牛55頭 豚645頭 ・日高食肉センター 豚1,000頭
日本フードパッカー(株)道南工場	日本フードパッカー(株)	251	1,120	30	1,000	274,875	6,261	249,831	
日本フードパッカー(株)道東工場	日本フードパッカー(株)	248	845	35	705	182,694	7,502	152,686	
かみふらの工房食肉センター	(株)かみふらの工房	242	570	-	570	98,908	-	98,908	
(株)北海道フジミート北見食肉センター	(株)北海道フジミート	242	508	92	140	79,464	15,841	16,100	
道央食肉センター (株)	道央食肉センター(株)	244	600	-	600	121,007	-	121,007	
日高食肉流通センター	(株)日高食肉センター	242	750	-	750	140,598	-	140,598	
民 間	7カ所		4,539	192	3,771	926,366	36,809	779,130	
合 計	14カ所		11,300	1,170	6,620	2,038,866	225,159	1,138,230	

資料「北海道農政部調べ」

注：と畜能力、と畜実績及び部分肉処理実績については、1日当たりの頭数。

(2) 食肉センターの整備目標

① 食肉センター整備の方向性

ア 役割分担の考え方

食肉センターの整備にあたっては、道内と畜割合の向上等により稼働率を高め、処理コストの削減により収益性を改善するとともに、労働力不足の解消を図るため、基幹的施設と補完的施設が果たすべき役割を定め、肉畜の生産・出荷動向に応じた施設の適正な配置と集約化を推進する。

イ 輸出の拡大

輸出を更に拡大するため、輸出先国の基準に対応した衛生管理等に必要な施設整備を推進する。

② 基幹的施設の処理能力等

基幹的施設は、農林水産省のガイドライン（「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」（平成6年6月23日付け6畜A第1463号、農林水産省事務次官依命通知）第2の1により「食肉及び家畜の流通合理化対策要領」（平成6年7月22日付け6畜A第1467号、農林水産省畜産局長通知・平成26年1月14日付け25生畜第1731号、一部改正）第1の1に定められたガイドライン。以下「ガイドライン」という）に基づき1日当たり1,400頭（豚換算）以上の処理能力を有する施設に集約する必要がある。

○ 基幹的施設～株式会社北海道畜産公社

基幹的施設は、地域の肉畜を公平かつ安定的に処理する役割を担う必要があることから、株式会社北海道畜産公社が設置・運営する食肉センターとする。

系統組織の強みを活かし、生産から流通までの一体的な食肉処理・流通体制の中で、各部門との協力により高品質な肉畜生産、合理的な集畜、収益性の高い施設運営などが求められる。

また、公共性と広域性を併せ持つ施設として、より高度な衛生管理や処理の自動化等に先進的に取り組み、その技術やノウハウの普及に積極的に努めるものとする。

③ 補完的施設の処理能力等

補完的施設は、ガイドラインに基づき1日当たり500頭（豚換算）以上の処理能力を有する施設に集約する必要がある。

○ 補完的施設～市町村営・民間企業営

補完的施設は、食肉流通の一極集中によって起こりうる弊害を排除するとともに、基幹的施設や物流における予期できない事故の発生（家伝法に基づく防疫措置を含む）などに対応し、肉畜資源の適切な処理を補完する役割を担うこととし、市町村や食肉等取扱業者などが設置・運営する食肉センターとする。

基幹的施設との健全な競争により、と畜解体料金の公正な価格形成と食肉センターのサービス向上、道内食肉流通市場の活性化に寄与することが求められる。

④ 施設区分別施設数、処理能力、稼働率の目標

区 分	施 設 数	処 理 能 力 (1施設1日当たり頭数)	稼 働 率 (%)
基幹的施設	4～6	1,400～	80～100
補完的施設	5～7	500～	
合 計	9～13		

(3) 食肉センターの整備に当たっての検討事項

食肉センターの整備に当たっては、食肉センターの運営者が相互に連携し、計画的かつ効率的に進めることが必要であることから、各運営主体により組織された協議会等において、次の事項を検討するものとする。

① 食肉センター運営者による中長期計画の検討

本道の肉畜生産の持続的発展を支えるため、食肉センターの運営体制の改善や、投資計画など、食肉センターの中長期的な食肉流通計画を検討すること。

② 集畜環境の再検討

長距離輸送を伴う肉畜集荷の負担軽減を図るため、柔軟な集畜体制の構築や家畜市場等からの導入方法の見直しなどを検討すること。

③ 輸出認定と畜場等の検討

更なる輸出拡大に向けて、食肉センター間における輸出認定取得の役割分担など、効率的な輸出推進体制を検討すること。

○ 食肉センターの輸出認定取得状況（令和3年3月時点）

名 称	牛											豚				
	マカ オ	タイ	ベト ナム	台湾	ミャン マー	シンガ ポール	香港	米国 (NZ)	欧州 連合	イスラム圏 (ハラール対応)			香港	ベト ナム	タイ	シンガ ポール
										UAE	カタ ール	バーレー ン				
北海道畜産公社函館工場	○	○	○											○		
北海道畜産公社上川工場	○	○	○	○									○	○		
北海道畜産公社北見工場	○	○	○	○						○	○	○	○	○		
北海道畜産公社早来工場	○	○	○	○	○								○	○		
北海道畜産公社十勝工場	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		
池田町食肉センター	○	○	○		○											
日本フードパッカー(株)道南工場													○	○		
北海道有限会社北見食肉センター	○	○	○		○									○		
道央食肉センター													○	○		
日高食肉流通センター													○	○	○	○
合 計	7	7	7	4	4	1	1	1	1	1	1	1	7	9	1	1

④ 新規と畜場等の設置

ア 道内における新規と畜場等の設置に当たっては、ガイドラインに基づき、食肉センター等の整備については、1日当たり1,400頭（豚換算）以上の処理能力を有することを基本とし、地域の実情から、補完的な役割を担う食肉センターが必要であると認められる場合は、1日当たり500頭（豚換算）以上の処理能力とする。

また、稼働率は、処理能力の80%以上となるよう設計するとともに、と畜解体処理工程の処理速度（原則として1ラインの速度）は、基幹的な施設にあっては肥育豚300頭/h以上、肥育牛50頭/h以上とする。

ただし、次に該当する場合であって、地域の実情により特に必要であると認められる場合にあっては、1日当たり処理頭数の基準を設けないものとする。

(ア) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域）の食肉センターを整備する場合。

(イ) ハラル認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラル認証マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関が行う認証をいう。)を取得する食肉センターを整備する場合。

イ 「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」第4の1により食肉センター施設整備計画の承認を受けようとする者は、肉畜の集出荷に関する現状と目標を作成の上、集畜等の競合により影響を及ぼす可能性がある既存のと畜場開設者、運営者及び副生物利用業者等に対し、事前に協議を行い理解を得るとともに、あわせて、食肉取引を実施している大手卸売業者等の理解も得るものとする。

⑤ その他

社会情勢(新型コロナウイルス感染症、停電、災害、家畜伝染病、畜産副産物への対応など)を踏まえ、食肉センターの運営・整備に必要な事項について検討すること。

4 食肉センターに対する肉畜の出荷の現状及び目標

(単位:頭)

区域名	区 分		現在(平成30年度)				目標(令和12年度)			
			出荷頭数 a	出 荷 先		a/b (%)	出荷頭数 a	出 荷 先		a/b (%)
				道内 b	道外			道内 b	道外	
北海道	牛	肉専用種	34,160	15,019	19,141	44	34,700	17,350	17,350	50
		交雑種	52,896	30,418	22,478	58	61,200	36,700	24,500	60
		乳用種	111,929	100,719	11,210	90	120,100	108,000	12,100	90
	牛合計		198,985	146,156	52,829	73.5	216,000	162,050	53,950	75.0
	豚		1,179,212	1,134,212	45,000	96.2	1,500,000	1,500,000	0	100

5 食肉の取引及び販売の改善策

(1) 食肉取引の現状と今後の方向

道内においては、枝肉卸売市場が開設されていなかったことから、枝肉取引は農業生産者、食肉卸売業者、食肉小売業者、肉製品加工業者の各団体から成る「北海道食肉卸売価格協議会」を設置し、食肉中央卸売市場の枝肉卸売価格の動向等を調査し、ホクレン農業協同組合連合会がこの調査結果を基本に道内の需給バランスを加味した「ホクレン大卸価格」を設定し公表することによって価格形成をリードすることにより、全量が相対取引で売買されてきた。

このため、特に和牛の生産者にとっては、道内の価格形成の透明性と客観性、有利性に対する疑問があり、和牛の生体での道外移出を増加させる結果を招いていたと考えられることから、ホクレン農業協同組合連合会と株式会社北海道畜産公社は、平成9年10月、帯広市に枝肉卸売市場である「ホクレン十勝枝肉市場」を開設し、より公正かつ透明度の高い価格が形成されるよう取り組んでいる。

しかしながら、近年の肉用牛の出荷動向を見ると、道内出荷割合の向上が見られるものの、依然として相当数の肉畜が道外に生体で移出されていることから、その改善を図るため、食肉センターの輸出認定の取得を推進することで、輸出拡大が見込まれる肉専用種・交雑種の道内出荷割合の向上を図ることとしている。

一方、豚肉については、従来より道内生産・道内消費を基本とした生産流通に取り組んできたことから、「ホクレン大卸価格」を設定し公表することによって価格形成をリードすることにより、全量が相対取引で売買されてきた。

しかしながら、近年では、飼養頭数の増加等により、道内の食肉センターでの加工処理が追いつかず、道外移出が増加してきており、施設・機器等の強化や労働力不足への対応等、道内での合理的な食肉処理を可能とする体制整備が課題となっている。

(2) 食肉販売の現状と今後の方向

輸入食肉や国内他産地との競合の激化に加え、北海道胆振東部地震や台風をはじめとした自然災害の増加、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等、社会情勢の変化による消費者ニーズの多様化にきめ細かく対応しながら、道産畜産物の持つ高品質でクリーンなイメージを最大限に活用して差別化を図るなど、北海道ブランドの確立を進めることが重要になっている。

特に、国際化の中で、有機畜産の取組やアニマルウェルフェアの動向、HACCP 対応や ISO22000 認証等の国際的な規格基準への適用等による食肉の輸出促進など、道産食肉の安全性や品質の優位性を生かした取組の推進が必要である。

また、道内の各産地ごとに、肉畜の品種や飼養方法などの特徴に応じた地域ブランドの推進が必要であるとともに、生産者・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者の連携体制の構築や、と畜から精肉加工までの一貫製造体制の構築等、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画との整合をとりながら推進するものとする。